

平成 18 年 2 月 24 日

各 位

会社名 株式会社ジェイホーム
代表者名 代表取締役 大宮 健次
(J A S D A Q ・ コード : 2721)
問合せ先
役職・氏名 経営管理室長 三和 正夫
電話番号 03-5324-6261

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 2 月 24 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づく新株予約権の発行について、下記のとおり、平成 18 年 3 月 29 日開催予定の当社第 14 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社の取締役及び従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に無償で新株予約権を発行する理由

当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めること等を目的とし、2. の要領に記載のとおり、新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員(以下「対象者」という)

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 500 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また当社が他社と吸収合併もしくは新設併合を行い本件新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割または吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 発行する新株予約権の総数

500 個を上限とする。

(新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は普通株式数 1 株。ただし前項 (2) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う)

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次に決定される 1 株当たりの払込金額に前項 (3) に定める新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日 (取引が成立しない日を除く) のジャスダック証券取引所の開設する市場における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権発行日のジャスダック証券取引所の開設する市場における当社株式普通取引の終値を下回る場合は、当該終値 (取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値) とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合 (新株予約権の行使による場合を除く) は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

権利行使期間：平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで (3 年間)

(7) 新株予約権の行使の条件

株予約権の割当を受けた者が、権利行使時においても、当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員の地位にあることを要する。

対象者が死亡した場合は、相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入、その他の処分は認めない。

各新株予約権の一部行使はできない。

上記のほか、権利行使の条件については、当社第 14 回定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で個別に締結する新株予約権割当に関する契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

本件新株予約権は、対象者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

注 1 具体的な発行内容および割当の条件は、上記内容の範囲において、今後開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

注 2 上記の内容は、平成 18 年 3 月 29 日開催予定の当社第 14 回定時株主総会において承認が可決されることを条件としております。